

# 「日本政府に、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書」の採択を求める請願書に対する内田議員の賛成意見



12月議会最終日の本会議での内田議員の賛成討論の主な内容です。



臨時国会では、重要課題となった統一協会問題をめぐって被害者救済法が成立しました。同法は、深刻な被害実態に照らせば極めて不十分です。この意見書請願の第2項に関わった、直ちに見直し実効性ある救済制度をつくる必要があります。

同時に、曖昧にできないのは、統一協会と自民党の深い癒着の究明です。岸田首相は、同協会と

の関係調査について議員任せの態度を改めず、解明を求める世論に背を向けました。被害拡大の背景に、長年にわたる両者の密接な関係があったことは明白です。癒着の闇を明らかにすることは政治の責任です。

意見書第2項の実効性ある被害防止、救済制度法案になっているかという点では、被害者弁護団の声明が2022年12月10日に出されました。声明では、救済法が深刻な被害の救済にならないとして、左の4点の問題点を指摘しています。

このような被害者弁護団の指摘を尊重して新法の救済法の即刻の見直しが必要です。

意見書案第1項で政府、及び国会は、反社会的な活動を行う旧統一協会と政府・政治家との関わりを徹底的に明らかにし、今後においては一切関係を断ち切ることをしています。岸田首相は臨時国会冒頭の10月の所信表明演説で、統一協会との関係について「国民の声を正面から受け止め、説明責任を果たしながら、信頼回復のために取り組みを進める」と述べました。しかし、実際の首相の姿勢は、この言明とは正反対のものでした。

統一協会との関係については、自民党としても政府としても責任を持った徹底調査を拒みませんでした。自民党は各国会議員に「自主点検」を求め、その集計結果を9月に公表しましたが、その後、報告していなかった接点が判明する自民党議員や関係者が相次ぎ、個人任せの点検では真相解明に程遠いことが浮き彫りになりました。

重大なのは、統一協会と最も深い関係にあった安倍晋三元首相について、故人だから限界があると調査対象から除外していることです。安倍氏は、2021年の統一協会関連団体の集会に、「敬意を表します」と語るビデオメッセージを送るなど、広告塔の役割を果たしてきました。参院選比例区で安倍氏が統一協会の組織票の差配をしていたという証言が、自民党国会議員経験者から出ています。

自民党と統一協会が半世紀以上もの深い関係を築いてきた中心にいたのは、安倍氏が会長だった自民党安倍派(清和会)の流れです。統一協会と一体の「国際勝共連合」を日本に引き入れたのは、安倍氏の祖父・岸信介元首相でした。

「毎日」11月7日付は統一協会創始者の文解明が1989年、安倍派を中心に国会議員との関係を強化するよう信者に語っていた発言録を報じました。安倍氏と統一協会の関係を徹底して調べることは、自民党が根深い癒着に対して真剣に反省しているかどうかの試金石です。安倍派元会長で、関係の深さが指摘されている細田博之衆院議長の調査も不可欠です。

選挙の際に、統一協会側と「推薦確認書」を交わした自民党国会議員が少なくない問題も放置したままにはできません。

行政がゆがめられた疑惑の調査もこれからです。

文化庁が安倍政権下の2015年、従来の立場を変えて統一協会の名称変更を認めた経緯は依然不明です。文化庁を担当した当時の下村博文文科相(安倍派所属)も説明責任を果たしていません。名称変更は被害を拡大させた契機にもなっているだけに、暮すきはできません。

以上 反社会的な活動を行う旧統一協会と政府・政治家との関わりを徹底して明らかにし、今後において一切、関係を断ち切ることを、そして、専門家や民間団体と連携し、旧統一協会からの被害救済・防止を進めることは当たり前の意見書要請です。

私は、統一協会問題の中心点を指摘している意見書請願内容に全面的に賛成すると同時に、議員諸氏の賛同を強く願っています。



## (被害者弁護団の声明から)

### 第1 家族被害の救済が図られない

この制度は要件が狭く、10条の取消の範囲も狭く、家族被害の救済にはならない。特に未成年者である二世が権利行使するのが極めて困難な制度になっており、この点は、家庭裁判所の監督の下で第三者が本人に代わって寄附を取り消し管理する制度が必要である。

### 第2 行政処分による救済可能性が不明

勧告ないし命令できるとしているに留まり、当該法人へ寄附の返金を求めるところまで含まれるのかが明らかでない。今後、特に深刻な被害の事案については積極的に寄附の返還まで踏み込んでいく法になることを強く要望したい。

### 第3 禁止行為等の範囲、適用対象が狭い

新法では、禁止行為や取消権等の対象となる行為の範囲が狭すぎ、統一協会被害について言えば被害救済にほとんど役立たないものとなってしまった。特に、寄附の勧誘に関する禁止行為(第4条)の「寄附の勧誘に際し」「困惑」「必要不可欠」といった文言は、裁判において禁止行為の範囲が限定される可能性が高く、統一協会の寄附勧誘手法を捕捉できないため、当会は繰り返しこれらの文言の修正や削除を求めてきたが、受け入れられないままとなった。岸田首相の答弁で一定の方向性は出されているが、法の中で、禁止行為を明確にすべきである。

### 第4 個人への寄付が対象から外れている

新法の適用対象は法人や代表者若しくは管理者の定めのある社団・財団に対する寄附に限られたままとなった。統一教会は、今後解散命令により法人格を失ったとしても、その幹部信者が個人として、あるいは代表者等を定めずまま宗教団体として違法な寄附勧誘を継続するおそれが高いが、新法ではそうした事態に対処できない。遅くとも見直しの際には対象範囲を個人にまで広げるべきである。